

前橋商工会議所生命共済制度「見舞金・祝金・補助金制度」規約

(目 的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する生命共済制度「ポエム共済」(以下、「ポエム共済」という。)の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「ポエム共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金・補助金制度について規定するものであり、その対象者は、「ポエム共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「ポエム共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・補助金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(効力発生日)

第5条 本規約は、主契約の加入日から1年経過した日より効力を有するものとする。

(脱 退)

第6条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「ポエム共済」から脱退するものとする。「ポエム共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。
- (2) 会員事業所が「ポエム共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。
- (3) 会員事業所が「ポエム共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡又は会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第7条 対象者は、第5条 効力発生日以降、見舞金・祝金・補助金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第8条 本規約の制定及び改廃は、議員総会の決議により行う。

(附 則)

この規約は、平成28年11月1日より実施する。

(附 則)

この規約は、令和3年11月1日より実施する。

(附 則)

この規約は、令和5年4月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金・補助金給付内容

<給付する場合>

●病気入院見舞金

対象者が疾病による5日以上継続入院をした場合に、病気入院見舞金として1口あたり入院した日数にかかわらず5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。ただし、保険期間（11月1日～10月31日）内に1回の給付を限度とする。

●事故通院見舞金

対象者が傷害による5日以上実通院をした場合に、事故通院見舞金として1口あたり通院した日数にかかわらず5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。ただし、保険期間（11月1日～10月31日）内に1回の給付を限度とする。

●成人祝金

対象者が満20歳を迎えた場合に、成人祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

●結婚祝金

対象者が結婚した場合に、結婚祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

●出産祝金

対象者又は対象者の配偶者が出産した場合に、出産祝金として1口あたり5千円を支給する。支給額は口数に乗ずる。

●会議所主催による生活習慣病健診補助金

対象者が前橋商工会議所主催による生活習慣病健診を受診した場合に、一律に1千円を支給する。

●家財盗難見舞金

対象者の居住する建物内において、対象者所有の家財（家財には現金・貨紙幣・有価証券を含み、家財盗難時のドア・窓ガラス破損等により生じた損害を含む。）が盗難により損害を被った場合に、家財盗難見舞金として一律に1万円を支給する。

●還暦祝金

対象者が満60歳を迎えた場合に、還暦祝金として一律に5千円を支給する。

●満了時健康祝金

「ポエム共済」を満了脱退となる対象者に、一律に5千円を支給する。

●歯科健診補助金

対象者が前橋市歯科医師会認定医による歯科健診を受診した場合に、一律1千円を支給する。ただし、保険期間（11月1日～10月31日）内に1回の給付を限度とする。

<給付できない場合>

次に掲げる損害又は事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- 共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失

- ・地震、噴火又はこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・支給要件に該当後3年以内に請求が無い場合

●家財盗難見舞金

- ・家財が住居外敷地等の屋外にある間に生じた盗難

<用語の定義>

- ・対象者：「ポエム共済」に加入する会員事業所の事業主・役員及びすべての従業員
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
 - *身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・居住する建物：日本国内に所在し、かつ対象者が自ら居住する建物（単身赴任者の留守宅を除く。）

別表2 見舞金・祝金・補助金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病気入院見舞金 事故通院見舞金	・入院・通院の開始日及び終了日が記載されたものの原本又はコピー（診断書、入院証明書、領収書等）
成人祝金 還暦祝金 満了時健康祝金	・生年月日が確認できる公的証明書等の原本又はコピー（免許証、健康保険証等）
結婚祝金	・婚姻の事実を確認できる公的証明書等の原本又はコピー（受理証明書等）
出産祝金	・母子手帳のコピー
家財盗難見舞金	1. 被害状況の写真 2. 警察への盗難届出証明書（取得不能の場合、被害届の「受理番号」記載）
歯科健診補助金	・前橋市歯科医師会発行「事業所歯科健康診査記録票」の事業所提出用のコピー